

官報

号外
平成十九年五月二十九日

○第百六十六回国 会 衆議院会議録 第三十六号

平成十九年五月二十九日(火曜日)

議事日程 第三十号

平成十九年五月二十九日

午後一時開議

第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置
法第五条第一項の規定に基づき、特定船
舶の入港禁止の実施につき承認を求める
の件

第二 エコツーリズム推進法案(環境委員長提
出)

第三 日本年金機構法案(内閣提出)

第四 国民年金事業等の運営の改善のための国
民年金法等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別
措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船
舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
日程第二 エコツーリズム推進法案(環境委員
長提出)

午後六時二十二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特
別措置法第五条第一項の規定に基づき、特
定船舶の入港禁止の実施につき承認を求め
るの件

○議長(河野洋平君) 日程第一、特定船舶の入港
の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に
基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を
求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷
立君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁
止の実施につき承認を求めるの件及び同報告
書

(本号末尾に掲載)

(塩谷立君登壇)

○塩谷立君 ただいま議題となりました特定船舶
の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の
規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につ
き承認を求めるの件につきまして、国土交通委員
会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ
ます。

本件は、平成十八年十月十四日より六カ月間の
期間を定め、北朝鮮船舶のすべての船舶の入港を
禁止することとする閣議決定について、その後の
我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成十九
年四月十日、入港禁止の期間を六カ月間延長し、
同年十月十三日までとする等その一部を変更した
ため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求め
るものであります。

本件は、五月二十三日日本委員会に付託され、同
日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取
し、二十五日質疑を行い、採決いたしました結
果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議
決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり承認すること
に決まりました。

○議長(河野洋平君) 日程第二は、委員長提出の
議案でありますから、委員会の審査を省略するに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第二 エコツーリズム推進法案(環境委
員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、エコツーリス
ム推進法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。環境委員長西野
あきら君。

エコツーリズム推進法案

(本号末尾に掲載)

(西野あきら君登壇)

○西野あきら君 ただいま議題となりました法律
案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申
し上げます。

本案は、エコツーリズムが自然環境の保全、地
域における創意工夫を生かした観光の振興及び環
境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進
において重要な意義を有することにかんがみ、エ

平成十九年五月二十九日 衆議院会議録第三十六号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件 エコツーリス
ム推進法案

コツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、エコツーリズムは、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されなければならない等との基本理念にのっとり、政府は、エコツーリズムの推進に関する基本方針を定めなければならないこと、

第二に、市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、当該市町村のほか、事業者、NPO、専門家、土地所有者、関係行政機関等から成るエコツーリズム推進協議会を組織することができるとし、同協議会は、エコツーリズム推進全体構想を作成するものとする、

また、市町村は、同協議会が全体構想を作成したときは、主務大臣の認定を申請することができる、

第三に、主務大臣は、認定した全体構想の内容について周知するとともに、国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、認定全体構想に基づくエコツーリズムに係る事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、許可等の際に適切な配慮をすること、

第四に、市町村の長は、認定全体構想に従い、保護措置を講ずる必要がある自然観光資源を特定自然観光資源として指定することができるものと、当該特定自然観光資源が多数の観光旅行者等

の行動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、その所在区域への立ち入りの制限をすることができると等であります。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る二十五日環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○加藤勝信君 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会されることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のとおり決まりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十九分散会

出席国務大臣

国土交通大臣 冬柴 鐵三君
環境大臣 若林 正俊君

○議長の報告
(通知書受領)

一、去る二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

株式会社商工組合中央金庫法

中小企業信用保険法の一部を改正する法律
少年法等の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成十八年度食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成十九年度食料・農業・農村施策」についての文書

エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「平成十八年度エネルギーに関する年次報告」

(議員死去)

一、熊本県第三区選出議員松岡利勝君は、昨二十八日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

嘉数 知賢君

橋本 岳君

木原 誠二君

新井 悦二君

谷本 龍哉君

石原 宏高君

寺田 稔君

小里 泰弘君

市村浩一郎君

鈴木 克昌君

新井 悦二君

杉田 元司君

石原 宏高君

御法川信英君

小里 泰弘君

宇野 治君

杉田 元司君

上野賢一郎君

宇野 治君

寺田 稔君

上野賢一郎君	木原 誠二君
橋本 岳君	嘉数 知賢君
御法川信英君	谷本 龍哉君
鈴木 克昌君	市村浩一郎君
法務委員	
山口 俊一君	補欠
保坂 武君	保坂 武君
外務委員	
笠 浩史君	補欠
松原 仁君	松原 仁君
財務金融委員	
佐藤ゆかり君	補欠
とかしきなおみ君	篠田 陽介君
中根 一幸君	大塚 拓君
広津 素子君	新井 悦二君
田村 謙治君	安次富 修君
安次富 修君	岡本 充功君
新井 悦二君	広津 素子君
大塚 拓君	中根 一幸君
篠田 陽介君	とかしきなおみ君
岡本 充功君	佐藤ゆかり君
厚生労働委員	田村 謙治君
補欠	
木原 誠二君	平口 洋君
松本 洋平君	小川 友一君
柚木 道義君	長妻 昭君

小川 友一君	大塚 拓君
平口 洋君	阿部 俊子君
阿部 俊子君	木原 誠二君
大塚 拓君	松本 洋平君
長妻 昭君	柚木 道義君
国土交通委員	
鍵田忠兵衛君	補欠
亀岡 偉民君	関 芳弘君
坂本 剛二君	山内 康一君
桜井 郁三君	馳 浩君
宮澤 洋一君	鈴木 馨祐君
黄川田 徹君	谷 公一君
古賀 一成君	神風 英男君
下条 みつ君	笠 浩史君
鈴木 馨祐君	後藤 斎君
関 芳弘君	桜井 郁三君
谷 公一君	鍵田忠兵衛君
神風 英男君	宮澤 洋一君
笠 浩史君	坂本 剛二君
後藤 斎君	亀岡 偉民君
桜井 郁三君	下条 みつ君
鍵田忠兵衛君	黄川田 徹君
宮澤 洋一君	古賀 一成君
坂本 剛二君	
亀岡 偉民君	
下条 みつ君	
黄川田 徹君	
古賀 一成君	
環境委員	
小杉 隆君	補欠
とかしきなおみ君	盛山 正仁君
長浜 博行君	原田 憲治君
原田 憲治君	大塚 拓君

松野 頼久君	三日月大造君
三日月大造君	西村智奈美君
盛山 正仁君	小杉 隆君
大塚 拓君	とかしきなおみ君
西村智奈美君	長浜 博行君
予算委員	
馳 浩君	補欠
玉沢徳一郎君	杉浦 正健君
金田 誠一君	とかしきなおみ君
武正 公一君	枝野 幸男君
とかしきなおみ君	小宮山泰子君
杉田 元司君	玉沢徳一郎君
枝野 幸男君	金田 誠一君
小宮山泰子君	武正 公二君
議院運営委員	
大塚 高司君	補欠
若宮 健嗣君	土井 亨君
伊藤 涉君	橋本 岳君
穀田 恵二君	遠藤 乙彦君
土井 亨君	赤嶺 政賢君
橋本 岳君	大塚 高司君
遠藤 乙彦君	若宮 健嗣君
赤嶺 政賢君	伊藤 涉君
穀田 恵二君	穀田 恵二君

一、昨二十八日、議長において、次の常任委員の
辞任を許可した。
決算行政監視委員 桜井 郁三君
(議案提出)
一、去る二十五日、委員長から提出した議案は次
のとおりである。
エコツアー推進法案(環境委員長提出)
(議案送付)
一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員
提出案を参議院に送付した。
カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除につ
いての特例に関する法律案(農林水産委員長提
出)
一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案
は次のとおりである。
カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除につ
いての特例に関する法律案
一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案
は次のとおりである。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律案
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法
律案
一、昨二十八日、予備審査のため次の本院議員提
出案を参議院に送付した。
エコツアー推進法案(環境委員長提出)
(議案通知書受領)
一、去る二十五日、参議院から、次の本院提出案
を可決した旨の通知書を受領した。
児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法
の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

株式会社商工組合中央金庫法案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

少年法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(質問書提出)

「漢」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在インドネシア大使館に配置されていた陶磁器「カオス」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在米大使館に配置されていた和紙マット画「蘇」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在フランス大使館に配置されていた書「山ざくら(若山牧水歌)」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在広州総領事館に配置されていた陶磁器「信楽土自然釉大鉢」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在パナマ大使館に配置されていた洋画「富士」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ロシア大使館に配置されていた洋画「海」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ベトナム大使館に配置されていた版画「朝顔」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ギニア大使館に配置されていた日本画「妙義」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

おける利用者のBS放送受信料支払いに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁器「染付木の葉花瓶」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在インドネシア大使館に配置されていた版画「大野・伊那」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「滝」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ニューヨーク総領事館に配置されていた日本画「風景」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在サンフランシスコ総領事館に配置されていた日本画「早春富士」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ボストン総領事館に配置されていた日本画の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ケニア大使館に配置されていた洋画「花」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在フランス大使館に配置されていた陶磁器「碧釉大壺」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在米大使館に配置されていた日本画「春暖」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在米大使館に配置されていた日本画「緑雨」の消

失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国の対アフリカ外交についての官房長官秘書官の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

年金記録紛失に関する質問主意書(小宮山泰子君提出)

安倍首相の「慰安婦」問題についての発言に関する質問主意書(辻元清美君提出)

バタビア臨時軍法会議の証拠資料と安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

極東国際軍事裁判の証拠資料と安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出情報収集衛星の導入の経緯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員前田雄吉君提出観光地における旅館業界の再生のための政府の施策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小宮山泰子君提出イラク支援活動に係わる今後の費用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小宮山泰子君提出米軍再編に係わる費用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流の訪問

団と第三十八瑞祥丸船長との面会に関する質問
に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全權大使の免官
に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八一年五月に行
われた日米首脳会談をめぐる閣内不統一に関す
る質問に対する答弁書

平成十九年五月十五日提出
質問 第一二二五号

情報収集衛星の導入の経緯に関する質問主意
書

提出者 鈴木 宗男

情報収集衛星の導入の経緯に関する質問主
意書

一 二〇〇七年五月十一日発売の「週刊金曜日」が
「巨大兵器産業 三菱重工の正体⑤ スパイ衛
星打ち上げまで商売に」と題する記事(以下、
「記事」という。)を掲載していることを外務省は
承知しているか。

二 「記事」に、

「難航が予想される民間衛星打ち上げの受注
に対し、確実に三菱重工が打ち上げると目され
ているのが、日本政府の『情報収集衛星』、すな
わちスパイ衛星だ。」

スパイ衛星導入の声が高まったきつかけは、
一九九八年八月の『テポドン・ショック』だっ

平成十九年五月二十九日 衆議院会議録第三十六号 議長報告

た。『テポドンの発射は日本国民に対し、安全
保障を真剣に考える時期に来ていることを示し
ました。これまでも、北朝鮮は日本に対して
「日本を火の海にする」という脅迫の言葉を投げ
ていました。また、北朝鮮がミサイルを持って
いることも、そのミサイルが日本を射程圏内に
入れていることも知っていました。現実には日
本列島を越える形でミサイルを発射するとは
思っていないかと思えます。これで、国民が
ほぼ一体になつて安全保障に真剣に取り組ま
なければならないという機運が出てきました』
こう述懐するのは、衛星誕生に深く関わつて
いた孫崎享防衛大学校教授である。当時、外務
省国際情報局長だった孫崎氏は、米国へも渡る
など文字どおり衛星導入に奔走した。」
との記述があることを外務省は承知している
か。

三 外務省国際情報局長だった孫崎享氏が米国へ
も渡るなど衛星導入に奔走したという事実があ
るか。

四 孫崎享氏がイラン・イスラム共和国駐節特命
全權大使を勤めていた時期を明らかにされた
い。

五 大使としてイランに勤務していた時期に、孫
崎氏はイスラム革命防衛隊の幹部とどのような
接触をしていたか。

六 イランのイスラム革命防衛隊がテロ活動に従
事していると外務省は認識しているか。

七 二〇〇二年に孫崎氏が東京地方検察庁特別捜
査部から事情聴取を受けた事実があると承知す
るが、確認を求める。
右質問する。

内閣衆質一六六第二二五号
平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出情報収集衛星の導入
の経緯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出情報収集衛星の
導入の経緯に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

外務省として、御指摘の記事及び記述がある
ことは承知している。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
我が国が情報収集衛星を導入するに際して、御
指摘の孫崎国際情報局長(当時)が米国を訪問し
たことは事実であるが、米国とのやり取りの具
体的内容については、対外的な関係において我
が国が不利益を被るおそれがあるため、明らか
にすることは差し控えたい。

四について

御指摘の者は、平成十一年七月から平成十四

年三月までの間、イラン・イスラム共和国駐節
特命全權大使を務めた。

五について

イスラム革命防衛隊は情報機関としての性格
も併せ持つことから、お尋ねについては、対外
的に我が国が不利益を被るおそれがあり、外務
省として明らかにすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
政府としては、必ずしもイスラム革命防衛隊の
活動の全容を把握しているわけではなく、答弁
を差し控えたい。

七について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内
容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控え
たい。

平成十九年五月十五日提出
質問 第一二二六号

観光地における旅館業界の再生のための政府
の施策に関する質問主意書

提出者 前田 雄吉

観光地における旅館業界の再生のための政
府の施策に関する質問主意書

観光地にある旅館は、バブル崩壊後、長引く経
済の不況と、過大な設備投資による債務負担のた
め、経営が困難な状況にある。旅館業界の不況

は、地域経済へ深刻な影を落としている。

地域経済の活性化のためには、旅館業界の再生へ向けた実効性ある対策が緊急に必要である。

そこで、政府の観光地における旅館業界の再生のための施策について、質問する。

1 新聞報道によれば、金融機関から旅館に対する債権の譲渡を受けた整理回収機構が、破産手続きによる事業再生と称して、旅館業者について破産申立をしているケースが五例報道されている。

これまでに、整理回収機構が、破産手続きを利用して事業再生を目指したケースは、どのくらいあるのか。時期ならびに、地域、業種別に明らかにされたい。

2 旅館は、サービス業種であり、サービスの質が大事である。従業員のマナーにしても、一朝一夕には教育できるものではないし、とりわけ集客には、旅館の顔である社長や女将の力が大きい。破産という「敵対的な」強引なやり方では、旧経営者や従業員、取引先の反発を買って、とうてい事業再生ができるとは思われない。

政府は、破産手続きを利用した企業再生を奨励しているのか。

3 地域の経済の活性化につながる企業再生のためには、事業譲渡先の選定は、重要である。たんなる投資目的で旅館を買い取るのでは、地域経済にはなんらプラスにはならない。整理回収

機構が行った破産申立において、事業譲渡を受けた企業は、どのような企業か。どのような基準で選定されたのか。

4 現行破産法は、旧法と違って、破産手続きがきわめて迅速化されている。政府は、破産手続きを迅速化した立法趣旨について、自己破産が増大している現状をふまえ、債務者の迅速な救済をはかるためと説明している。

ところが、新破産法は、和牛商法などのように、多くの国民から詐欺的手段でお金を集め、集めたお金を海外に持ち出されたりして、被害者の被害回復が困難になるような特殊なケースを別にして、迅速な審理手続きで、破産開始が決定されることは、想定していなかったのではないか。

5 ところで、日光川治温泉の柏屋ホテルのケースでは、本年二月十五日に整理回収機構は、柏屋ホテルについて、宇都宮地方裁判所に破産申立を行ったところ、宇都宮地裁は、1週間もしない二月二十一日に整理回収機構の申立を認め、破産開始決定を出している。

1の報道にあった外の四件の旅館ホテルについて整理回収機構が行った破産申立では、破産申立から、破産開始決定までに、どのくらいの審理回数と審理日数を経ているか。

6 整理回収機構は、柏屋ホテルの連帯保証人である社長ならびに八十五歳になる女将についても、破産申立を行っている。これらの連帯保証

人は、私財を処分して、六億円もの債務を弁済しているにもかかわらずである。

連帯保証制度の悪弊に大きな批判が強まっている折から、連帯保証人についての破産申立は、少なくとも原則禁止とすべきではないか。

7 整理回収機構は、「新破産法には、切れ味がある」と言って、温泉ホテルだけではなく、他業種でも積極活用する方針であることが報道されているが、このような破産手続きの濫用は、会社更生法の脱法行為ではないか。

8 整理回収機構は、抵当権を持つている一債権者にすぎない。

本来であれば、整理回収機構は、抵当権を実行して債権を回収するしかない。

しかし、温泉地にある旅館ホテルは、不動産だけで評価するならば、それほど価値はないから、不動産を競売にかけても回収できる金額はそれほど大きくはない。整理回収機構は、旅館ホテルは、のれんや顧客など付加価値があつて価値があるため、旅館ホテルの総体を売却すれば、高額での売却が可能であることから、有力債権者の地位を利用して、旅館ホテルを破産に追い込み、実質、租税や、一般債権者への配当を削減して、旅館ホテル売却代金のほとんどの独り占めをねらって破産の手法を使ったことは明らかである。

整理回収機構が、企業再生をうたつても、整理回収機構は、売却代金から配当を得れば、整理回収機構の目的は達成される。整理回収機構は、もともと企業再生について責任を負える立場にはない。

整理回収機構の手法が、まかりとおることになれば、債権者による企業乗っ取り(売却)が可能となる。

政府はこのような現状についてどう認識し、今後どの様に対応するお考えか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二十六号

平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出観光地における旅館業界の再生のための政府の施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員前田雄吉君提出観光地における旅館業界の再生のための政府の施策に関する質問に対する答弁書

1について

株式会社整理回収機構(以下「RCC」という。)が確認している範囲では、RCCが事業再生を目的として破産手続開始の申立てを行った件数については、平成十七年四月から平成十八年三月までの間に六件、平成十八年四月から平成十九年三月までの間に六件及び平成十九年四

月に二件であり、その業種については、建設業が一件、医療業が四件及び旅館業が九件であり、その地域については、東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県)が三件、関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)が五件、北陸地方(新潟県、富山県、石川県及び福井県)が一件、中部地方(山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県)が一件、関西地方(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)が二件及び中国地方(鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県)が二件であると承知している。

2について

破産手続は、債務者の資産を処分し、換価して債権者に平等に配当することを目的とするいわゆる清算型の手続であり、債務者である企業の再生を目的とするものではないが、清算の一手段として、債務者の事業を譲渡し、その事業の再生を図る例はあると承知している。なお、破産手続を含む各種の倒産手続のうち、どの手続を利用するかは、個別の事案に応じた債権者、債務者等の関係者の選択に委ねられているところであり、破産手続を利用した事業再生を政府として奨励した事実はない。

3について

破産法(平成十六年法律第七十五号)上、破産者の営業又は事業の譲渡は、破産財団に属する

財産の処分に該当し、その権限は、裁判所が選任した破産管財人に専属しているが、その営業又は事業の譲渡をするについては、裁判所の許可が必要とされている。

1 について述べたRCCが破産手続開始の申立てを行った事例のうち、事業の譲渡が行われたものについては、破産管財人が選定した事業譲渡先に譲渡されたものと承知している。事業譲渡先の選定は、総債権者の利益のために活動する職務を有する破産管財人がその裁量で行うものであるが、破産管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないこととされている。

4について

破産法は、債務者の申立てによる破産手続に限らず、破産手続一般について、公正さを確保しつつ、その迅速化及び合理化を図ること等を目的として制定されたものであり、すべての事案について、このような目的に沿った手続が行われることを想定している。

なお、御指摘のような事案は、迅速な手続が必要とされるものであると考えている。

5について

RCCが確認している範囲では、御指摘の「外の四件の旅館ホテル」のうち、一件については、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき、再生手続廃止の決定の確定後、裁判所が職権で、破産手続開始の決定をしたも

のであり、他の三件における破産手続開始の申立てがあった日から破産手続開始の決定があった日までの日数は、一件が即日、二件が七日であると承知している。RCCによると、審理回数については把握していないとのことである。

6について

破産者の債務に係る連帯保証人についても、財産の適正かつ公平な清算を行う必要性があるため、支払不能その他の破産手続開始の原因がある場合には、その連帯保証人の債権者は、破産手続開始の申立てを行うことができることとされているところであり、御指摘の「原則禁止」は困難であると考えている。

7及び8について

RCCにおいては、種々の事情により民事再生手続若しくは会社更生手続によることが困難な場合、又は、債務者による不正、財産の隠ぺい等が行われるおそれがあることから、RCCと債務者の間では解決が困難な場合に、手続の公平性及び透明性を確保し、貸付債権等について最大限の回収を図るため、破産手続開始の申立てを行うことがあるものと承知しており、「破産手続きの濫用」との御指摘は当たらないと考える。また、RCCにおいては、回収指針として「契約の拘束性の追求」、「人間の尊厳の確保」、「企業再生の追求」という三つの指針の交点を求める」を定めているところであり、関係法令及び自らの回収指針に従い、個々の債

務者の実情等を十分に把握し適切な対応に努めているものと承知している。

なお、破産法上、破産手続開始の決定後は、裁判所が選任した破産管財人が破産財団に属する財産の管理及び処分を行い、別除権の目的である財産の受戻しについては、破産管財人が裁判所の許可を得て行うこととされ、破産債権者に対する配当については、破産管財人が同法に定められた順位に従って行うこととされているところであり、RCCが「実質、租税や、一般債権者への配当を削減して、旅館ホテル売却代金のほとんどの独り占めをねらって破産の手法を使ったことは明らかである」との御指摘は当たらないと考える。

平成十九年五月十六日提出
質問 第一二二七号

イラク支援活動に係わる今後の費用に関する
質問主意書

提出者 小宮山泰子

イラク支援活動に係わる今後の費用に関する
質問主意書

内閣は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案を国会に提出しているが、同法の二年間延長で、今後、イラク支援活動関連の費用はいくら掛かるか伺いたい。

法案を提出するとき、どれほどの支出を伴うかを示すのは内閣の責任であると考えるが、関連費用の内訳を明示し、支出見込み総額を示していただきたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二二七号

平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員小宮山泰子君提出イラク支援活動に係わる今後の費用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小宮山泰子君提出イラク支援活動に係わる今後の費用に関する質問に対する答弁書

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の効力が二年間延長された場合における法に基づく対応措置を実施するための経費については、現在国会において審議されている法の一部を改正する法律案が成立し、法に基づく対応措置に関する基本計画が決定された後に、同基本計画が定める派遣期間内において必要な額が予算上適切に措置されることとなり、現時点で確たることを申し上げることはできない。

平成十九年五月十六日提出
質問 第一二二八号

米軍再編に係わる費用に関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

米軍再編に係わる費用に関する質問主意書

内閣は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案を国会に提出しているが、米軍再編に係わる政府支出はいくら掛かるか伺いたい。

法案を提出するとき、どれほどの支出を伴うかを示すのは内閣の責任である。本件の場合、一兆円や二兆円の巨額の費用が掛かると言われているが、関係費用が明らかにされないまま法案が提出されたのでは、国会及び国民に対して白紙委任を求めるようなものである。

内閣として、グアム移転経費、基地再編交付金、訓練移転関連経費等内訳を明示し、現時点で見込まれる費用総額を示していただきたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二二八号

平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員小宮山泰子君提出米軍再編に係わる費用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小宮山泰子君提出米軍再編に係わる費用に関する質問に対する答弁書

駐留軍等の再編案の詳細な計画等については、現在、日米間で検討が進められているところであり、駐留軍等の再編全体に係る日本側の経費負担について具体的に申し上げる段階にはなく、今後、厳しい財政事情を踏まえて鋭意検討を進め、所要の経費を精査してまいりたい。

なお、具体的な日本側の経費負担の内容については、各年度の予算において所要の経費を計上し、国会において審議を受けることとなる。

平成十九年五月十六日提出
質問 第一二二九号

ビザなし交流の訪問団と第三十八瑞祥丸船長との面会に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ビザなし交流の訪問団と第三十八瑞祥丸船長との面会に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月十五日付の北海道版朝日新聞二十八面に「進む開発 論議平行線 国後・択捉『ビザなし交流』同行取材 拿捕船長の面会求めず『友好の家』で同宿か」という見出しで、

「北方領土の国後島、択捉島を訪れた『ビザなし交流』の訪問団は十四日、根室で会見し、十、十一両日に滞在した国後島で、今年一月に

ロシア国境警備局に拿捕された漁船第三十八瑞祥丸の川端隆船長(五十一)について、面会の働きかけをしなかったことを明らかにした。

ビザなし交流団の実務を担当する北方四島交流北海道推進委員会の木藤実参事は「交流団の目的以外の活動にあたるので、(働きかけも、面会も)一切していない」と述べた。

参加者によると、滞在先の国後島古釜布の『友好の家』で、一部屋だけ使用禁止の部屋があり、そこに川端船長らしい日本人男性が収容されていた。監視はついていなかった様子だったという。

昨年八月、第三十一吉進丸の拿捕銃撃事件で拘束された坂下登船長については、九月に家族からの差し入れを託されたビザなし訪問団の団長らが面会している。

という記事(以下、「朝日記事」という。)が掲載されていることを政府は承知しているか。

二 「朝日記事」によれば、木藤実北方四島交流北海道推進委員会参事は「訪問団」が「川端船長」への面会を求めなかった理由に「交流団の目的以外の活動にあたる」ことを挙げているが、右は政府の公式見解か。

三 「訪問団」には外務省からの同行職員(以下、「同行職員」という。)がいたか。いたならば、その官職氏名を挙げられたい。

四 「同行職員」から外務本省に対して、「訪問団」

による「川端船長」への面会について何らかの相談があったか。

五 二〇〇七年五月十五日閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六六第二〇九号)によれば、北方四島は我が国固有の領土であるが、ロシアが法的根拠なくして北方四島を占拠している旨政府は認識していると述べている。ロシアが法的根拠なくして占拠している北方領土において拘束されている「川端船長」に対して、「訪問団」は「川端船長」の家族からの伝言を「川端船長」に伝える、または「川端船長」の健康状態を確認する等の目的の為、何らかの形で面会を申し入れるべきであったと思考するが、政府の見解如何。

六 「朝日記事」によれば、二〇〇六年八月、第三十一吉進丸の拿捕銃撃事件で拘束された坂下登船長については、同年九月に家族からの差し入れを託されたビザなし訪問団の団長らが面会しているとされているが、これは交流団の目的以外の活動にあたるか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六六第二二九号
平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流の訪問団と第三十八瑞祥丸船長との面会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流の訪問団と第三十八瑞祥丸船長との面会に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記事については、政府として承知している。

二から五までについて

四島交流事業は、領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として実施されているものであるが、御指摘の訪問団に同行していた欧州局ロシア課の職員は、国後島古金布を訪問した際、電話連絡により外務本省と協議した上で、人道的観点から御指摘の船長と面会し、同船長の健康状態等について聴取した。

六について

四島交流事業の目的は、二から五までについて述べたとおりであるが、平成十八年九月十五日に行われた四島交流の枠組みで国後島を訪問していた外務省職員等による御指摘の船長との面会は、同船長の家族から託された差し入れを同船長に渡すとともに、同船長の健康状態を確認するため、人道的観点から行ったものである。

平成十九年五月十七日提出
質問 第一一三〇号

特命全權大使の免官に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

特命全權大使の免官に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第二〇五号)を踏まえ、追加質問する。

一 東郷和彦氏が免官となった具体的理由について、「前回答弁書」において、「鈴木宗男衆議院議員や特定の外務省職員の役割を過度に重視したため、対ロシア外交の推進に係る外務省内の政策決定のラインに混乱をもたらしたことで等である。」という答弁がなされたが、外務省はこの内容を東郷和彦氏に伝えたか。伝えたとすれば、それは書面によるものか、それとも口頭か。

二 東郷和彦氏が鈴木宗男衆議院議員や特定の外務省職員の役割を過度に重視したため、対ロシア外交の推進に係る外務省内の政策決定のラインに混乱をもたらしたと外務省が認定するに至った経緯と具体的根拠を明らかにされたい。

三 「前回答弁書」で言及された「特定の外務省職員」の官職氏名を明らかにされたい。

四 「外務省内の政策決定のライン」とは具体的に何を意味するか。

五 「対ロシア外交の推進に係る外務省内の政策決定のラインに混乱をもたらした」との具体的な事例をすべて明らかにされたい。

六 対ロシア外交における日本の国益は何であると考えるか。

七 国賊の定義如何。

八 東郷和彦氏が鈴木宗男衆議院議員や特定の外務省職員の役割を過度に重視したため、対ロシア外交の推進に係る外務省内の政策決定のラインに混乱をもたらしたことにより日本の国益が毀損されたと外務省は認識しているか。

九 東郷和彦氏は国賊であると外務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二三〇号
平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全權大使の免官に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全權大使の免官に関する第三回質問に対する答弁書

一について

外務省として、個々の職員の退職に至る経緯の具体的な内容については、人事管理に係る事

務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、明らかにすることとは差し控えたい。

二について

衆議院議員鈴木宗男君提出オランダ国駐節特命全權大使の免官の過程における外務省官房審議官の発言に關する質問に対する答弁書(平成十九年五月十一日内閣衆質一六六第二〇二号)の五及び六について述べたとおり、平成十四年三月四日に園部逸夫外務省参与から川口外務大臣(当時)に対して提出された「北方四島住民支援に關する調査結果報告書」を踏まえ、外務省において、人事上の措置を検討するため、関係者からの聴取(以下「本件聴取」という。)が行われた。本件聴取を含む調査の結果を踏まえ、御指摘の者(以下「元大使」という。))について、オランダ国駐節特命全權大使を免することとしたものである。

三について

お尋ねについては本件聴取の内容等にかかわるものであり、本件聴取については対象者の氏名や個々の聴取内容を公にしないことを前提に行われたものであること等から、外務省としてお尋ねについてお答えすることを差し控えた。

四及び五について

お尋ねの具体的な事例については、本件聴取の内容等にかかわるものであり、外務省とし

て、そのすべてを明らかにすることは差し控えたいが、例えば、元大使が欧州局長を務めていた当時、直屬の部下を使うことなく、鈴木宗男衆議院議員や特定の外務省職員と相談しながら同局の事務を進めたことが挙げられる。

六について

お尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、政府としては、最大の懸案である北方領土問題の解決に向け、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させるとの方針を有している。

七について

国賊とは、一般に、国を乱す者を意味するものと承知している。

八及び九について

何をもって「国益が毀損された」及び「国賊である」と判断すべきかが必ずしも明らかでないことから、外務省として、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、元大使については、衆議院議員鈴木宗男君提出特命全權大使の免官に關する質問に対する答弁書(平成十九年四月二十四日内閣衆質一六六第一八二号)の一について述べたとおり、対ロシア外交を推進する外務省内の体制に混乱をもたらした結果、外務公務員の信用を著しく失墜させたものと認識している。

平成十九年五月十七日提出
質問 第一一三一号

一九八一年五月に行われた日米首脳会談をめぐる閣内不統一に關する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九八一年五月に行われた日米首脳会談をめぐる閣内不統一に關する質問主意書

二〇〇七年五月十六日付東京新聞二面に「政

曆 五月十六日 伊東外相が辞任 一九八一年(昭和五十六)」との見出しで、

「この日、伊東正義外相が記者会見し、鈴木善幸首相に辞表を提出したことを明らかにした。

混乱のきつかけは七、八の両日に行われた鈴木首相とレーガン米大統領の首脳会談後、日米共同声明を発表した時にさかのぼる。声明には、初めて日米の「同盟」という言葉が盛り込まれた。鈴木首相は「同盟」に、軍事的意味合いは含まないという見解を示したが、伊東外相は『当然含まれる』と明言。閣内不統一に陥ったのだ。

鈴木首相は、共同声明が首脳会談の終了前にできあがっており、会談の結果を反映していないことへの不満があったとされる。一方、伊東外相は日米関係にヒビが入るのを懸念し、あえて首相に反旗を翻すことになった。首相が不満を持つ内容の外交文書が発表されたということは、当時の政治がいかに官僚主導

だったかということを証明する材料ともいえる。」

という記事(以下、「東京新聞記事」という。)が掲載されている事を政府は承知しているか。

二 「東京新聞記事」には、一九八一年五月七、八

日に行われた日米首脳会談(以下、「日米首脳会談」という。)後の終了前に日米共同声明ができあがっており、会談の結果が反映されていなかったとあるが、これは事実か。

三 「東京新聞記事」にあるように、鈴木善幸首相

が不満を持つ内容の外交文書が発表された事実があるか。

四 官僚主導の定義如何。

五 「東京新聞記事」に書かれているように、当時の政治は官僚主導で行われていたと政府は認識しているか。

六 閣内不統一の定義如何。

七 「日米首脳会談」後に発表された日米共同宣言を巡り、閣内不統一があったと政府は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二三一号

平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八一年五月に行われた日米首脳会談をめぐる閣内不統一に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八一年五月
に行われた日米首脳会談をめぐる閣内不統
一に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については、政府として承知し
ている。

二について

御指摘の「日米共同声明ができあがっており」
が何を指しているのか必ずしも明らかではない
が、千九百八十一年五月に鈴木内閣総理大臣
(当時)が訪米した際には、同月七日及び八日
に行われた日米首脳会談を受け、八日の首脳会談
の後に日米共同声明が発表された。

三について

千九百八十一年五月八日の日米共同声明につ
いて、鈴木内閣総理大臣(当時)がどのような感
情を有していたのか、承知する立場にない。

四について

官僚主導とは、一般に、公務員が中心となっ
て政策決定を行うことを意味するものと承知し
ている。

五について

当時の政治をめぐる状況が必ずしも明らかで
ないことから、お尋ねについて一概にお答えす
ることは困難である。

六及び七について

閣内不統一とは、一般に、内閣の内部におい

て意見が一致しない状態を意味するものと承知
しているが、御指摘の日米共同声明に関し、当
時の内閣の内部において意見に相違はなかった
と承知している。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第

五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港

禁止の実施につき承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の

入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平

成十六年法律第二百二十五号。以下「法」という。)第

三条第三項の規定により閣議決定された「特定船

舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定

船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更につ

いて(平成十九年四月十日閣議決定)に基づき別

紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条

第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を

実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七

月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、

核実験を実施したとしていることは、我が国の

みならず、東アジア及び国際社会の平和と安全

に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡

散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であ

り、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声

明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第

一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保

障理事会議長声明にも違反するものである。そ

の後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、

我が国の平和及び安全を維持するため特に必要

があると認め、法第三条第一項に基づき、三に

掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止する

こととする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

北朝鮮船舶のすべての船舶

四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成十九年十月十

三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮

船舶、貨客船)については、平成十八年十

月十三日から平成十九年十月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とす

る場合にあっては、同号に規定する日

なし

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港

させなければならない期日

平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、

法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

理 由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三

条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶

の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船

舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更につ

いてに基づく入港禁止の実施につき、法第五条第

一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要が

あるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の

入港禁止の実施につき承認を求めるの件

(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日より北朝鮮船

籍のすべての船舶の入港を禁止することとする

同年十月十三日の閣議決定により変更された同

年七月五日の閣議決定について、その後の我が

国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成十九年

四月十日、入港禁止の期間を六箇月間延長し、

同年十月十三日までとする等その一部を変更し

たため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措

置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月二十五日
国土交通委員長 塩谷 立

衆議院議長 河野 洋平殿

エコツーリズム推進法案

右の議案を提出する。

平成十九年五月二十五日

提出者

環境委員長 西野あきら

エコツーリズム推進法

(目的)

第一条 この法律は、エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を

総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自然観光資源」とは、次に掲げるものをいう。

一 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

二 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

2 この法律において「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

3 この法律において「特定事業者」とは、観光旅行者に対し、自然観光資源についての案内又は助言を業として行う者(そのあつせんを業として行う者を含む。)をいう。

4 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者をいう。

(基本理念)

第三条 エコツーリズムは、自然観光資源が持続的に保護されることがその発展の基盤であること

とにかんがみ、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるときに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施されなければならない。

2 エコツーリズムは、特定事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。

3 エコツーリズムは、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。

4 エコツーリズムの実施に当たっては、環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

(基本方針)

第四条 政府は、基本理念のつとめ、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

二 次条第一項に規定するエコツーリズム推進

協議会に関する基本的事項

三 次条第二項第一号のエコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

四 第六条第二項のエコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

五 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

3 環境大臣及び国土交通大臣は、あらかじめ文部科学大臣及び農林水産大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣及び国土交通大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(エコツーリズム推進協議会)

第五条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域のうちエコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、次項に規定する事務を行うため、当該市町村のほか、特定事業者、

地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者(以下「特定事業者等」という。)並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。 2 協議会は、次の事務を行うものとする。 一 エコツーリズム推進全体構想を作成すること。 二 エコツーリズムの推進に係る連絡調整を行うこと。	4 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に報告しなければならない。 5 前項の規定は、全体構想の変更又は廃止について準用する。 6 特定事業者等は、市町村に対し、協議会を組織することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る協議会が作成すべき全体構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。 7 特定事業者等で協議会の構成員でないものは、市町村に対して書面でその意思を表示することによって、自己を当該市町村が組織した協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。	一 基本方針に適合するものであること。 二 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。 3 主務大臣は、二以上の市町村から共同して第一項の規定による認定の申請があつた場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体としてエコツーリズムを推進することが適当であると認めるときは、当該申請に係る全体構想を一体として前項の認定をすることができる。 4 主務大臣は、第二項の認定をしたときは、その旨を公表しなければならない。 5 市町村は、その組織した協議会が第二項の認定を受けた全体構想を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該変更後の全体構想について主務大臣の認定を受けなければならない。	認定の取消しについて準用する。 (認定全体構想についての周知等) 第七条 主務大臣は、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に認定全体構想の内容について周知するものとする。 2 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、認定全体構想を作成した協議会の構成員である特定事業者が当該認定全体構想に基づくエコツーリズムに係る事業を実施するため、法令の規定による許可その他の処分を求めたときは、当該エコツーリズムに係る事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。 (特定自然観光資源の指定) 第八条 全体構想について第六条第二項の認定を受けた市町村(第十二条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(以下単に「市町村長」という。)は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源(風俗慣習その他の無形の観光資源を除く。以下この項において同じ。)であつて、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源として主務省令で定めるものについては、この限りでない。
三 エコツーリズムの実施の方法 四 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置(当該協議会に係る市町村の長が第八条第一項の特定自然観光資源の指定をしようとするときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置を含む。以下同じ。) 五 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担 六 その他エコツーリズムの推進に必要な事項	8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。 9 協議会の構成員は、相協力して、全体構想の実施に努めなければならない。 (全体構想の認定) 第六条 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、主務省令で定めるところにより、当該全体構想について主務大臣の認定を申請することができる。 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があつた全体構想が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。	6 主務大臣は、第二項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた全体構想(以下「認定全体構想」という。)が基本方針に適合しなくなつたと認めるとき、又は認定全体構想に従つてエコツーリズムが推進されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 7 第二項及び第四項の規定は第五項の変更の認定について、第四項の規定は前項の規定による	2 市町村長は、前項の指定をしようとするとき

官 報 (号 外)

は、あらかじめ、当該特定自然観光資源の所在する区域の土地の所有者等の同意を得なければならない。 3 市町村長は、第一項の指定をするときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置の内容を公示しなければならない。 4 市町村長は、第一項の指定をしたときは、当該特定自然観光資源の所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。 5 市町村長は、第一項の指定をした場合において、当該特定自然観光資源が同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源に該当するに至ったときその他の後の事情の変化によりその指定の必要がなくなり、又はその指定を継続することが適当でなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。 6 市町村長は、前項の規定による指定の解除をするときは、その旨を公示しなければならない。 (特定自然観光資源に関する規制) 第九条 特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 一 特定自然観光資源を汚損し、損傷し、又は除去すること。 二 観光旅行者その他の者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他の汚物を	又は廃物を捨て、又は放置すること。 三 著しく悪臭を発散させ、音響機器等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、その他観光旅行者その他の者に著しく迷惑をかけること。 四 前三号に掲げるもののほか、特定自然観光資源を損なうおそれのある行為として認定全体構想に従い市町村の条例で定める行為 2 市町村の当該職員は、特定自然観光資源の所在する区域内において前項各号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるよう指示することができる。 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 第十条 市町村長は、認定全体構想に従い、第八条第一項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。 2 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観	光資源の所在する区域に立ち入つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。 3 第一項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町村長が定める数の範囲内において行うものとする。 4 市町村の当該職員は、第二項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。 5 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の制限について準用する。この場合において、同条第三項中「その保護のために講ずる措置の内容」とあるのは「立入りを制限する人数及び期間その他の必要な事項」と、同条第五項中「同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源」とあるのは「第十条第一項ただし書の主務省令で定める特定自然観光資源」と読み替えるものとする。 6 前条第三項の規定は、第四項の職員について準用する。 (活動状況の公表) 第十一条 主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表しなければならない。	(活動状況の報告) 第十二条 主務大臣は、市町村に対し、その組織した協議会の活動状況について報告を求めることができる。 (技術的助言) 第十三条 主務大臣は、広域の自然観光資源の保護及び育成に関する活動その他の協議会の活動の促進を図るため、協議会の構成員に対し、必要な技術的助言を行うものとする。 (情報の収集等) 第十四条 主務大臣は、自然観光資源の保護及び育成を図り、並びに自然観光資源についての案内又は助言を行う人材を育成するため、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。 (広報活動等) 第十五条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、エコツーリズムに関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。 (財政上の措置等) 第十六条 国及び地方公共団体は、エコツーリズムを推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 (エコツーリズム推進連絡会議) 第十七条 政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他の関係行政機関の職員をもって構成するエコツーリズム推進連絡会議
--	---	---	---

を設け、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした者
- 二 第十条第四項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかつた者

第二十条 第九条第一項第四号の規定に基づく条例には、同条第二項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないでみだりに同号に掲げる行為をした者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 環境大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行前においても、第四条第一項から第四項までの規定の例により、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることができる。

2 環境大臣及び国土交通大臣は、前項の基本的な方針について同項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本的な方針は、この法律の施行の日において第四条第一項から第四項までの規定により定められた基本方針とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを

推進するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
一〇〇円	一五円